

2023年 秋号
2023 11/1 発行



ベトナムハティン学資支援 第10回授与式 12月2日に

2014年からベトナム・ハティン省で開始した学資支援が今年で10回目を迎えます。

経済的・家庭的に困難な子どもを支援する年1万円の学資支援金ですが、支援者に励まされ、それが心の支えとなって高校へ進学でき、希望の人生を歩む契機となっています。

今年も16人が高校を卒業し、新たに各郡から推薦された13人の中学4年生を含む94名に160万ドン(約1万円)が授与されます。

ハティンは、日本から帰国した技能実習生も多く、街中で若い人から日本語で親しげに話しかけられてびっくりすることがありますが、着実に日本を知る人々が増えています。

日越外交関係樹立50周年にあたる今年、日本を知り日本をめざす若者が集え、ベトナムと日本の交流の拠点となる場となることをめざして、NPO「ハティン越日友好協会」が設立される運びとなりました。

日本語や生活文化を指導する更井さおり先生が7月からベトナムハノイ・ハティンに派遣されています。日本語はもとより、習字、折り紙、絵手紙、工作、音楽など楽しく日本を学ぶ機会を提供しています。

12月2日の学資支援授与・日越文化交流会では、これらの作品も展示される予定です。この機会に、是非ハティンをご訪問ください!

ハティン学資支援授与・日越文化交流会

日時：2023年12月2日(土)
8:00~11:30

会場：BMCハティンホテル(ハティン市内)

第1部 記念式典 学資支援授与式

第2部 日越文化交流

学資支援生や生徒たちと唄の交流
書道・工作・絵手紙等の作品展示

JAPAN INTERNATIONAL FRIENDSHIP ASSOCIATION
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-19-8新東京ビル10階
TEL&FAX 03-5989-0814 <https://www.jifa.org>

学資支援授与と生徒

年度	授与人数
2014	22
2015	34
2016	47
2017	47
2018	51
2019	60
2020	81
2021	102
2022	97
2023	94
合計	635



第1回授与式 2014年



第8回授与式 2021年



第9回授与式 2022年

学資支援授与・日越文化交流会

学資支援者 至急募集!
訪問団参加者 募集!

詳細・相談・申込は [こちら](#) →
11月15日までにお申込ください



認定NPO 日本国際親善協会



JIFA新ホームページ開設
スマートフォン対応!

日本語指導、文化交流指導
のベトナム滞在更井さおり
会員の活躍の様子を紹介し
ています



更井さおりのベトナム滞日記



新スマホ画面

認定NPO 特定非営利活動法人

日本国際親善協会 (JIFA)

〒160-0022 新宿区西新宿1-19-8 新東京ビル10階

TEL & FAX : 03-5989-0814 <https://www.word.jifa.org>

口座名：特定非営利活動法人 日本国際親善協会

☆ゆうちょ銀行から 記号10150 番号 98253761

☆他の銀行からは 三井住友銀行新宿通支店

店番 661 普通 7274362

	入会金	年会費(一口)
法人会員	30,000円	30,000円
個人正会員	10,000円	10,000円
個人賛助会員	5,000円	5,000円
学生会員	500円	1,000円

※ 支援金 学資支援(1口 10,000円)

在留資格「育成技能」(仮称) 導入か 第12回有識者会議最終報告案 2023.10.28

10月28日、第12回有識者会議が開催され、最終報告書たたき台が示された。

現在の技能実習制度が人手不足を補うための労働力確保に使われている実態をふまえ、技能実習制度を「発展的解消」し、新たに人材育成と人材確保を目的に掲げ、基本的に3年間の育成期間を設け、特定技能1号につなげ、「やむを得ない場合」の転籍の範囲を拡大・明確化、本人の意向による転籍も認める内容となっている。

JIFAは、責任ある外国人受入れを実現するため、国際労働基準ゼロフィー(労働者にリクルート費用を負担させない原則)を提唱してきました。たたき台では、「受入企業が一定の来日前手数料を負担するなどのしくみを導入」という記述にとどまった。今後、いかにリクルート費用を負担させることなく、外国人材を必要としている地域で安定して継続的に受入れるか、人権に配慮したルールの確立が求められる。

最終報告書たたき台(概要) (技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議事務局作成)

資料1-1

1 新制度及び特定技能制度の位置付けと関係性等

- 現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。
- 基本的に3年の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。
- 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。
※ 現行の企業単独型技能実習のうち、新制度の趣旨・目的に沿わないものは、新制度とは別の枠組みでの受入れを検討。

2 新制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方

- 受入れ対象分野は、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。 ※国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は対象外。
- 従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」を定めて育成・評価(技能検定、特定技能評価試験等)。
- 試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

3 受入れ見込数の設定等の在り方

- 特定技能制度の考え方と同様、新制度でも受入れ分野ごとに受入れ見込数を設定(受入れの上限数として運用)。
- 受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて柔軟に変更、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。

4 新制度での転籍の在り方

- 「やむを得ない場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。
- これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。
➢ 人材育成等の観点から、一定要件(同一企業での就労が1年超/技能検定基礎級合格、日本語能力A1相当以上のレベル(日本語能力試験N5合格など))を設け、同一分野内に限る。
➢ 転籍前企業の初期費用負担につき、不平等が生じないための措置を講じる。
- 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。
- 育成終了前に帰国した者につき、新制度による再度の入国を認める。
➢ それまでの新制度による滞在が2年までの者に限る。
➢ 前回育成時と異なる分野を選択可能。

5 監理・支援・保護の在り方

- 技能実習機構の監督指導・支援保護機能を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加。
- 監理団体の許可要件厳格化
➢ 監理団体と受入れ企業の役職員の兼職に係る制限又は外部監視の強化、受入れ企業数等に応じた職員の配置、相談対応体制の強化等。
※ 優良監理団体については、手続簡素化といった優遇措置。
- 受入れ企業につき、育成・支援体制等に係る要件を整備。

6 特定技能制度の適正化方策

- 新制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。
①技能検定3級等又は特定技能1号評価試験合格
②日本語能力A2相当以上のレベル(日本語能力試験N4合格など)
※当分の間は相当講習受講も可
- 登録支援機関の登録要件や支援業務委託の要件を厳格化。

7 国・自治体の役割

- 入管、機構、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用を排除。
- 送出国と連携し、不適正な送出国を排除。
- 業所管省庁と業界団体の連携による受入れ環境整備のための取組。
- 日本語教育機関を適正化し、日本語学習の質を向上。
- 自治体において、生活相談等を受ける相談窓口の整備を推進。

8 送出国及び送出しの在り方

- 二国間取決め(MOC)により送出国間の取締りを強化。
- 手数料等の透明性を高め、送出国間の競争を促進。
- 受入れ企業が一定の来日前手数料を負担するなどの仕組みを導入。

9 日本語能力の向上方策

- 継続的な学習による段階的な日本語能力向上。
※就労開始前にA1相当以上のレベル(N5合格など)又は相当講習受講
特定技能1号移行時にA2相当以上のレベル(N4合格など) ※当分の間は相当講習受講も可
特定技能2号移行時にB1相当以上のレベル(N3合格など)
- 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。

現行の技能実習・特定技能制度

新制度・特定技能制度

